

意匠分類記号	意匠分類の名称
D7-291	いす用背もたれ及びいす用ヘッドレスト

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
D2-190	一	腰掛け、いす等部品及び付属品(ヘッドレス)	
D2-192	全	いす用背もたれ	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
いす用背もたれ	いす用ヘッドレスト		
定義			
<p>・いすの背もたれ及びいすのヘッドレスト、又は、それらの芯・枠・支持アーム等の構成部品であって本体の一部であることが分かる程度の単位のもの。</p> <p>・肘掛け付きの背もたれも含む。</p>			
登録 1148864	登録 1148856	登録 1172520	登録 1148853
			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
<p>・本体の一部であることが分からない程小さな単位のものD7-290またはD9。</p>			
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			